

収入の減少や失業などで生活が困難な方への支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより、日常生活維持のための貸し付けを必要とする世帯に、無利子の貸し付けを行います。

緊急小口資金

貸付限度額 10万円以内 ※4人以上の世帯や個人事業主などの特別の要件に該当する場合は20万円以内
据置期間 12カ月以内
返済期限 2年以内
貸付利率 無利子
必要書類 所定の様式のほか、世帯全員分の住民票、収入減少状況が分かる書類、顔写真入りの身分証明書、送金口座の通帳(コピー)

総合支援資金

貸付限度額 ○単身世帯=月15万円以内
○複数世帯=月20万円以内
※貸付期間=3カ月以内
据置期間 12カ月以内
返済期限 10年以内
貸付利率 無利子
必要書類 所定の様式のほか、世帯全員分の住民票、収入減少状況が分かる書類、顔写真入りの身分証明書、送金口座の通帳(コピー)

申し込み・問い合わせ 丹波篠山市社会福祉協議会(丹南健康福祉センター内) ☎590-1112

水道料金・下水道使用料の納付の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な方は、支払いの猶予に関する相談に応じていますので、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 料金コーナー ☎552-1701

水道水の安全性に影響ありません

新型コロナウイルスなどのウイルスに対しては、一般的に塩素による消毒の効果が高いとされています。市では、日ごろから適切に塩素消毒を実施するなど、国が定める水道水質基準に従って水質管理を行い、安全な水道水を供給していますので、安心してご使用ください。

問い合わせ 上水道課 ☎552-5093

傷病手当金の支給

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、その療養のために働くことができずに事業主から給与を受け取ることができなかった場合は、申請により傷病手当金が支給されます(一部給与の支払いがある場合でも、傷病手当金の額より少ない場合は、その差額が支給されます)。詳細は下記までお問い合わせください。

問い合わせ 医療保険課 ☎552-7103

児童扶養手当受給者への給付金

新型コロナウイルス感染症の発生による就業環境の変化などの影響を受けやすい、ひとり親家庭等(児童扶養手当受給者)に対し、緊急的な支援として給付金を支給します。

支給額 受給者1世帯につき30,000円(1回限り)

対象者 市が支給する4月分または5月分の児童扶養手当受給者 ※ただし、全部支給停止者は対象外。

申請方法 申請は不要 ※詳細は対象者に送付する案内文書で確認してください。

支払予定日 5月27日(水)

問い合わせ 社会福祉課 ☎552-7101

新型コロナウイルス感染症に関する

支 援 制 度

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方に下記の支援があります。詳しくは、お問い合わせください。

- ・特別定額給付金 については、挟み込み記事をご覧ください。
- ・子育て世帯への臨時特別給付金 については、16ページをご覧ください。

生活に関する支援

離職などで家を失う恐れのある方への支援

住居確保給付金

5月15日時点の最新情報を掲載します

離職・休業などによる減収などで、住むところを失った方や住む場所を失う恐れが高い方に就職活動することを要件などに、一定期間、家賃相当額を支給する制度です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、4月30日から支給要件が拡大されました。

対象者

- 離職または廃業の日から2年以内で、住居を喪失している方または喪失する恐れのある方
- 給与などを得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にあり、住居を喪失している方または喪失する恐れのある方
- 収入や金融資産の合計額が、基準額以下であること

【例＝単身世帯の場合】

収入基準＝月額12万円以内[7万8,000円+(家賃最大額)4万2,000円以下]
 金融資産＝46万8,000円以内

支給額 下記を上限として、家賃の実費分について支給します

○4万2,000円(単身世帯)

○4万5,000円(2人世帯)

○4万8,000円(3人世帯)

支給期間 原則3カ月 ※一定の要件を満たす場合、3カ月ごとに延長可能(最長9カ月間)

支給方法 入居住宅の貸主などに直接振り込みます
支給要件

○自立相談支援機関の支援員などによる面接などの支援を定期的(当分の間、月1回)に受け、自立に向けた活動を行うこと

※支給決定に必要な範囲で、金融機関、事業主、家主などに対して報告を求めることがあります。

※偽りその他不正の行為によって、住居確保給付金を受けたり、または受けようとしたときは、不正受給した額の全部または一部が徴収されます。

※申請方法など、詳細はあらかじめ電話でお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ 社会福祉課 ☎552-5011